

## 成年後見制度 Q&A

- 成年後見制度とは？
- 成年後見制度には、どのような種類があるのか？
- 法定後見制度の「後見」「保佐」「補助」はどのような違いがあるのか？また、後見人等にはどのような権限があるのか？
- 法定後見制度を利用するためにはどうすればいいのか？
- 申立てに必要な書類や費用などは、どうすればいいのか？
- 法定後見制度の手続きの流れはどのようになるのか？
- 成年後見人等にはどのような人が選ばれるのか？
- 成年後見人等の役割は何か？
- 成年後見人等でもできないことはあるのか？
- 成年後見人等の任期はいつまでか？
- 任意後見制度とは、どのような制度か？また、どのくらいの費用がかかるのか？

### 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、それらの方を法律的に支援する制度です。平成12年の民法改正により制度化されました。

旧制度の「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けている方は、平成12年4月からそれぞれ、「成年被後見人」「被保佐人」とみなされます。

### 成年後見制度には、どのような種類があるのか？

#### 任意後見制度（判断能力が不十分になる前に）

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

#### 法定後見制度（判断能力が不十分になってから）

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）

が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。

法定後見制度の「後見」「保佐」「補助」はどのような違いがあるのか？また、後見人等にはどのような権限があるのか？

「後見」に該当するのは、判断能力がほとんどない方です。

成年後見人の権限⇒財産管理についての全般的な代理権、取消権が与えられます。  
※成年被後見人（本人）には、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、印鑑登録ができなくなる、選挙権を失うなどの制限があります。

「保佐」に該当するのは、判断能力が著しく不十分な方です。

保佐人の権限⇒特定の事項について、同意や取消しができます。

本人が同意した事柄についての代理行為を行うことができます。

※被保佐人（本人）には、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなどの制限があります。

「補助」に該当するのは、判断能力が不十分な方です。

補助人の権限⇒本人が同意した事柄について、同意や取り消し、代理行為を行うことができます。

※ 申立てには本人の同意が必要です。資格に関する制限はありません。

法定後見制度を利用するためにはどうすればいいのか？

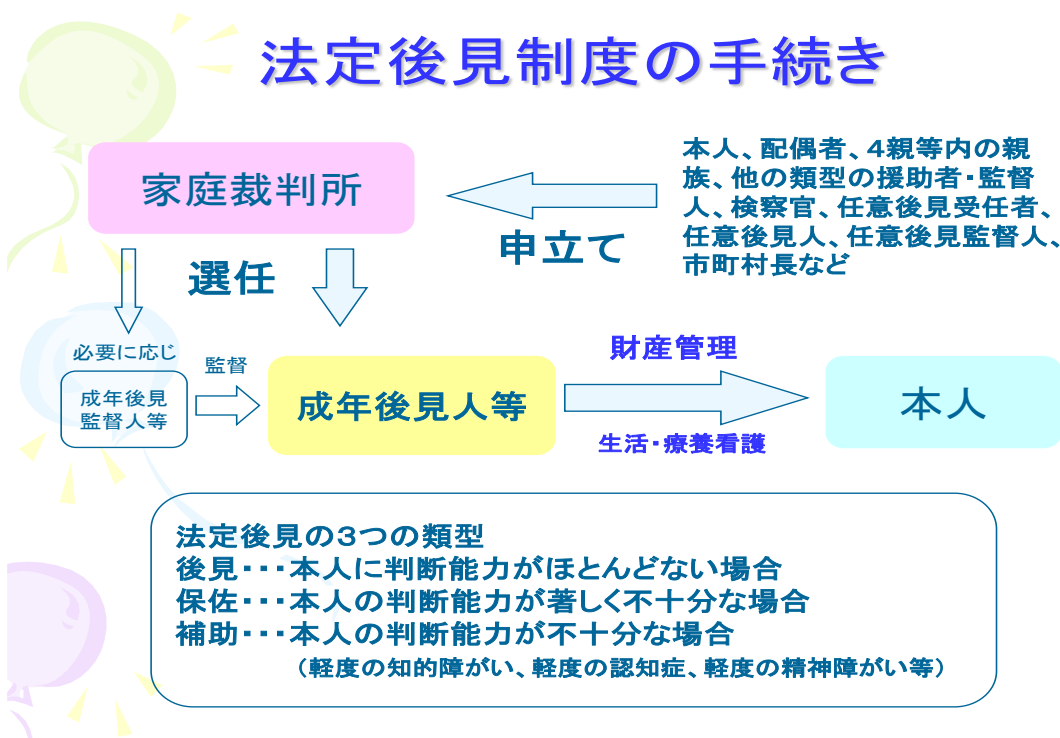
- ◎ 法定後見は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。
- ◎ 申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族などに限られています。
- ◎ 誰を成年後見人や保佐人・補助人にするかは、家庭裁判所が決めます。
- ◎ 申立てる人がいない時（注）は、市町村長が申立てます。

（注：親族に虐待されている場合など、親族の協力が得られない場合にも市町村長が申立てることができます。）

## 申立てに必要な書類や費用などは、どうすればいいのか？

- ◎ 申立ての用紙は家庭裁判所に備え付けてあります。
- ◎ 申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。
  - ・ 申立書
  - ・ 診断書（成年後見用）
  - ・ 申立手数料（1件につき800円の収入印紙）
  - ・ 登記印紙（4,000円）
  - ・ 郵便切手（※額については、申立てをする家庭裁判所に確認してください。）
  - ・ 申立人や本人の戸籍謄本
  - ・ 本人の登記されていないことの証明書
  - ・ 鑑定料（本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。鑑定料の額は個々の事案によって異なります。鑑定料は予め納付することが必要です。）
    - ※ 大阪家庭裁判所の場合は、10万円ですが実際の鑑定料との差額は返還されます。
- ◎ 成年後見人等の報酬については、成年後見人等からの報酬付与の申立てに基づき成年後見人等の活動内容、本人の収入や資力を勘案し、家庭裁判所が決定します。

## 法定後見制度の手続きの流れはどのようになるのか？





## 任意後見制度とは、どのような制度か？ また、どのくらいの費用がかかるのか？

- ◎ 任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。
- ◎ 契約の効力は、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。
- ◎ 費用について
  - ・ 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
  - ・ 登記嘱託手数料（1,400円）
  - ・ 登記所に納付する印紙代（4,000円）
  - ・ その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など）
- ◎ 任意後見人の報酬については、本人と任意後見受任者との間で契約時にあらかじめ決めておきます。

